

私たち消費者の強い味方

横浜市消費生活総合センター

消費者トラブルに関する相談業務を、
専門の資格を持つ消費生活相談員が承ります。

相談内容

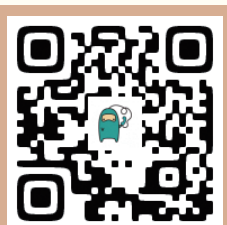
- ☑ 問題解決のための助言・情報提供
- ☑ 購入した製品の欠陥、事故の相談受付や報告
- ☑ 契約トラブルのあっせん等



消費生活相談専用

電話 **045-845-6666**

時間 平日 午前9時～午後6時
土・日 午前9時～午後4時45分
※祝日・休日、年末年始を除く



相談事例検索の
アシスト(チャットボット)
機能を試験的に
導入中!

パソコン・スマートフォンからご利用ください。

横浜市消費生活総合センター 検索

消費生活推進員による高齢者の見守り活動

悪質業者は高齢者を狙っています

- 特徴1 騙されたことに気づきにくい
- 特徴2 被害にあっても誰にも相談しない



港南区 消費生活推進員だよ!

第47号 令和3年3月発行

わたしたち消費生活推進員は、横浜市から委嘱を受けて、
「悪質商法」被害防止に向けた取り組みや、地域の見守り活動を行っています。

特集

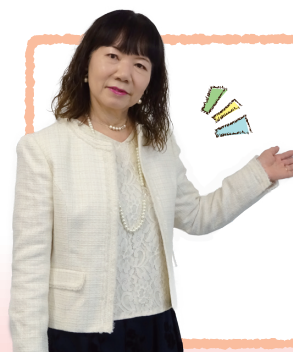
地域の頼れるサポーター 消費生活推進員の1年間



地域における安全で快適な消費生活の推進を目指して

港南区消費生活推進員の会 代表 石川 彰子

今年度は新型コロナウイルスの影響で、イベントへの参加や人を集めての啓発活動などに制限がりましたが、消費生活推進員みなさんの工夫で様々な情報発信に取り組みました。消費生活に関するトラブルがあったら悩んでいないで相談することが大切です。引き続き、横浜市消費生活総合センターや警察との連携を強化して、安全で快適な消費生活の推進に取り組んでまいります。





港南区 消費生活推進員の 1年間

推進員だよりの発行



委嘱式



研修

随時

リユース情報
掲示板の運営



2年に一度

ひまわり生活体験
交流お手伝い



どんな方法で?
紙芝居、〇×クイズ、情報誌の発行、夏祭り参加など

こうなん子ども
ゆめワールド出店



港南区消費生活推進員の取組み

- 自治会・町内会や地域ケアプラザ、地区社会福祉協議会と連携して「悪質商法」被害防止の啓発活動を行っています
- 地域の見守り活動に参加して、消費生活情報を伝えます
- 施設見学やメーカーとの意見交換を通して、企業の安全・安心への取組みの知識を深めています
- 環境に配慮した購買行動の推進など

